

宋代における江西出身の高官の婚姻関係

青山忠雄

まえがき

私は先きに華北における高官を中心とする婚姻関係について考察したことがあった。⁽¹⁾ここには華南にあって比較的開発がおくれ、宋代になつて大いに進んだ江西出身の高官を中心に、その婚姻関係を見ることとしたい。この地方は

宋史列伝に收むるものを探するに、真宗時代にはなお少く、仁宗時代に至つて大いに増して十数名となり、神宗以後には二十数名に達した。⁽²⁾その中には、仁宗時代の歴史学派の泰斗で政治家の歐陽脩や、神宗時代に新法を実施した有名な王安石その他、すぐれた人物が出て居り、新法との関係を考える上においても注目される。

一 王欽若より歐陽脩へ

江西地方でまずあげねばならないのは、袁州新喻県（今の新喻県）出身の王欽若である。彼の先きは曾祖以来吳や南唐の地方官となつた様で、彼は宋の太宗淳化中進士に及第して歴官し、真宗の世工部侍郎をもつて参知政事に任せられ、その後宰相の地位にのぼり、仁宗天聖年間にも再任されたが間もなく卒した。彼の夫人李氏のことは記さないが、子女二人の中次女は彼の墓誌銘に⁽⁴⁾

女二人、長早亡、次適故参知政事張公洎之嫡孫秘書省校書郎瓊。

とある如く、参知政事の張洎の嫡孫張瓊にとついだ。又孫女はそれにつづけて孫女一人、適故尚書左丞陳恕之子大礼寺丞執礼。

とあり、尚書左丞の陳恕の子陳執礼に嫁した。

張洎は宋史卷二に伝があり、滁州全椒県（安徽省全椒県）の人で、矢張曾祖以来地方の州県官となり、彼も江南即ち南唐の進士に挙げられて宋代に歴仕し、真宗の世、宰相寇準の重んずるところとなり、その推挽によって蘇易簡の後を受けて参知政事に任せられた。しかし彼は皇帝が近臣に「張洎富有文芸、至今尚苦学、江東士人之冠也」といつた程、学問教養があり、国史の修撰にもあずかった。それ故参知政事になつても政治は寇准によつて決し、彼自身は時政記を修したとのことである。寇准は先きに述べた宋代における華北官僚の婚姻関係の第一グループにあげた人である。これによれば張氏は矢張五代以来官僚の家で宋代に高官となつた関係で、華南といつてもかなり隔つ江西の王氏と婚を通じたのであろう。

また欽若の孫女を子男の妻とした陳恕は宋史卷二に伝があり、洪州南昌県（江西省南昌市）の人といえば、同じ江西でも比較的近いところで、少にして県吏となり、江南が宋に併されるや太宗初めに進士に及第して給事中。参知政事にのぼり、真宗の咸平五年には知貢举となつて後の宰相王曾を首席とした。後彼が職を辞そうとした時真宗が代るべき人材を求めたのに対し、

真宗曰、卿求一人可代者聽卿去、是時寇准罷枢密使、恕即薦以自代、遂以准為三司使。
とある通り、寇准を薦めたといえ、彼も亦寇准と親しかつたことが察せられる。彼の子男は執中・執古・執方・執礼の四人あり、長兄の陳執中(5)は真宗より仁宗にかけて歴官し、後参知政事より同中書門下平章事にすんだ。夫人の

謝氏は「吳國夫人謝氏、諫議大夫泌之女」とある。謝泌は宋史卷三に伝があり、歙州歙県（安徽省歙県）の人で、太宗初め進士に及第して知州その他を歴任し、真宗咸平五年に陳恕とともに知貢舉となり、後知審官院に任せられた。陳執中の弟の一人は少府監・知州になり、南唐の宰相馮延己の孫女をめとった。馮延己の家は、南唐書卷一の伝にによるに、広陵（江蘇省江都県）の人で、父が南唐の列祖李昇の世吏部尚書となり、彼が元宗李璟の世中書侍郎同平章事となつたといえど當時の盛家であつた。

この陳執中より前に宰相となつたのが撫州臨川県（江西省臨川県）の人晏殊である。撫州といえば江西中部の要地で、臨川県はその附郭の県であり、後の王安石の出身地でもある。彼とぎの歐陽脩の婚姻関係については、先きに清水氏が述べられたので、その点は簡単にし、あまり考慮されていない出身地や政治的関係を中心に述べることとする。

晏殊は里より起つて真宗の世同進士出身を賜い、やがて任官して家を起したことで、宋史卷三晏殊伝に「帝召殊与進士千余人並試廷中、……賜同進士出身、宰相寇準曰殊江外人、帝顧曰張九齡非江外人邪」と見える。これは彼に特に同進士出身を賜わつたのを、江外即ち江南の人であるのを理由に異論をとなえようとしたもので、そこに少しづく差別觀が認められる。彼は真宗末右諫議大夫となり、仁宗天聖八年貢舉を掌どり、ついで間もなく參知政事にすすみ、慶曆三年には同中書門下平章事の任についた。彼の知貢舉の際の門生には仁宗時代の名臣范仲淹及び孔道輔があり、また范仲淹・韓琦・富弼等は彼の進用によつて參知政事或は宰相の地位についた。彼の神道碑に

当世知名之士、如范仲淹孔道輔等皆出其門、及為相益務進賢材、當公居相府時、范仲淹・韓琦・富弼皆進用、至於台閣、多一時之賢。

とあるのがそれである。彼の歐陽脩も晏殊が知貢舉の時試を受けたこと、富弼が彼の次女の婿であったことは後述の

如くである。彼ははじめ工部尚書虛己の女を、つぎは屯田員外部孟虛舟の女を、三人目は太師尚書令王超の女をめとった。

李虛己は宋史卷三〇〇に伝があり、福建建安（建甌県）の人で、父は南唐の諸司使、宋初に仕えて参軍となり、彼は宋初進士に及第して真宗の世右諫議大夫となつた。その女は江州（江西省九江市）の人で、知軍となつた范応の太夫人であつた。弟の李虛舟⁽¹⁰⁾は進士に及第出来ず兄の蔭で補官されたが、後家居したのを、兄の女婿に当る三司使晏殊が推薦したことを伝う。

孟虛舟のことは明かでないが、王超は恐らく宋史卷二七八に伝のある王超のことであろう。彼は趙州（河北省趙県）の人で、太宗の麾下に召され、真宗の世侍衛馬歩軍都虞候となるなど武人として立身し、後知青州その他を歴任した。都虞候は副使のつぎの武官である。これらによれば、晏殊は華南の福建の官僚と婚を通じたのみでなく、華北出身の官僚とも婚を通じたが、相当な地位とはいえ武官であつたことが注意される。ところが、晏殊の子の場合には、華北の有能な官僚に嫁したのであつて、長女は宰相となつた富弼に、次女は三司使（計相といわる）の楊察に嫁した。

富弼は彼の神道碑⁽¹¹⁾によるに、河南（河南省洛陽市）の人で、曾祖以来県令・馬歩使・都官員外郎などとなり、彼は晏殊に見込まれてその女をめとつたと伝う。仁宗天聖八年に茂材異等に及第し、慶曆年間晏殊が同中書門下平章事、范仲淹が參知政事、杜衍が樞密使の折、彼は韓琦とその副となり、至和二年には同中書門下平章事を拝した。宋史卷三三富弼伝によれば熙寧二年宰相に再任されたが、

王安石用事、雅不与弼合、弼度不能争、多称疾求退、章数十上、神宗将許之、問曰、卿即去誰可代卿者、弼薦文彥博、神宗默然良久曰、王安石何如、弼亦默然

と見え、王安石と合わなかつたので退任しようとした際、文彥博を代るものとして推薦したという。これによつて彼

が文彦博と仲のよかつたことが察せられる。彼等は仁宗の至和から嘉祐初年にかけてともに宰相の地位にあった間柄であった。

楊察は宋史卷二 九五本伝によるに、その先きは成都（四川省成都市）の人で、祖が宋に帰服し、父は真宗に仕えて都官員外郎に至り、嘗つて廬州（安徽省合肥市）に官となつたため合肥の人となつたといふ。彼は仁宗景祐元年進士甲科に挙げられて歴職し、翰林学士・三司使などにすんだ。進士甲科に挙げられたといえば、これまた晏殊に見込まれたのではないかと推せられる。

晏殊より少し後に出て有名な人は吉州（江西省吉安県）出身の歐陽脩である。彼の家の古いことは疑わしく、恐らく五代の世曾祖が南唐の県令となつて家を起したのである。父は軍事推官、彼のことは劉子健氏の著書に詳しく、仁宗天聖八年晏殊が知貢舉の時に進士甲科に擢んでられ、知制誥・翰林学士などを経て、嘉祐年間には參知政事となつた。時に韓琦が宰相の地位にあり、心を同じくして政をたすけ、後神宗の世には知青州となり、王安石による青苗法の中止を請うた。韓琦は相州安陽（河南省安陽市）の人で、先きに一言した通り、晏殊に進用された人である。

歐陽脩の夫人は三人あり、はじめは先生の晉偃に見込まれてその女を娶つたが間もなく死別したので、右諫議大夫楊大雅の女を、さらに薛奎の女をめとつた。⁽¹³⁾

楊氏や薛氏の場合には楊氏夫人墓誌銘に

（故右諫議大夫）楊公之女也……焦子之曰、楊公已歿、脩始娶其女、雖不及識公、然嘗獲銘公之德。

とあり、薛氏墓誌銘に

初簡肅見文忠公、願以夫人歸焉、未及而薨、及文忠公貶夷陵令、金城以簡肅之志、嫁夫人于許州、不數日從公南遷……方年二十、從公涉江湖、云々。

とある。簡肅は薛奎の、文忠は歐陽脩の謚であり、南遷とは彼が夷陵令（湖北省宜昌県）に赴任したことをいう。これらによれば、楊氏は彼が夫人の父の学徳を尊敬して希望したようであり、薛氏は夫人の親に希望されたのであろう。つぎに三夫人の家について見るに、胥夫人の父胥偃は、宋史^{九四}の彼の伝によるに、長沙（湖南省長沙市）の人で、錢塘県（浙江省杭州市）の人で、古いことはともかく、曾祖巖は吳越国の丞相となり、彼は宋に帰して太宗端拱二年進士甲科に及第し、知州その他を歴任し右諫議大夫を拝し、仁宗の世に卒した。三人目の薛氏の父薛奎¹⁶は、前の二人の場合どちらがつて華北の絳州正平県（山西省新絳県）の人で、三世は顯れず、彼が太宗淳化中進士に及第して権三司使より參知政事を拝した。

かのように歐陽脩は三人目の夫人の場合華北の高官の女を娶ったのであるが、これは前述の晏殊が三人目の夫人に華北の武人の高官の家から娶ったのと奇しくも相類する。恐らく華南出身のものは高官となつてはじめて華北の高官と婚を通じやすくなる傾向があつたのではないか。

歐陽脩には子男が四人あり、長子の歐陽發¹⁷は進士出身を賜わって奉議郎に叙され、吳充の女をめとつた。吳充¹⁸は建州浦城（福建省浦城県）の人で、父の吳待問が真宗咸平中進士に及第して礼部侍郎にすすみ、彼は進士高第をもつて歴任し、枢密使より王安石が宰相を辞するやその地位についた。宋史^{七一}蔡確伝に「吳充數為帝言新法不便、欲稍去其甚者」とあれば、彼は華南出身とはいえ新法に賛成でなかつたことが知られる。しかし、彼の子吳安持は後述の如く王安石の女をめとつたから、吳充の家を通じて歐・王両家の結びつきが生じたわけである。弟の歐陽渠¹⁹は歐陽脩の第三子で、蔭をもつて補官され、ついで進士乙科に及第して哲宗はじめに著作郎充修實錄檢討となり、新法派の章惇が宰相となるや外任を請うて永く知州の職にあり、その後「元符三年、始復以朝散郎還朝為吏部郎中、請外遂以朝奉大

夫知蔡州……後孫元祐籍、復雑職降官、守以宮廟、居頴州里第……俄出籍、云々」とある。これらによれば、哲宗や徽宗のはじめ、太后が摄政して主に旧法党の人々を用いた時には中央の職にあり、そうでない時には知州に出て、元祐党籍の碑にも刻せられたのであれば、いずれかといえば旧法党に近い立場にあったのであろう。もつとも元祐の党籍は新法派が反対派を罪せんため刻石したものではあるが、後には旧法派の人々のみでなく、新法派でも蔡京等、時の権力者と仲違いした相手をおとし入れるために加えられることもあった様である。

この欧阳脩の一族と思われる欧阳榮の女を娶ったのが胡登臣である。胡登臣の墓誌銘⁽²⁰⁾に「欧阳氏、前室朝散郎榮之女、繼室欧阳氏、儒林郎延寿之女、男一人、份左從政郎州學教授」とあるのがそれである。彼は廬陵（江西省吉安県）の人で、病氣などのため科挙の試験を受けることをやめたという。欧阳榮が欧阳脩の一族であったことは、その子份の墓誌銘⁽²¹⁾に「考登臣贈官、妣欧阳文忠公族榮之女」と見える。份は三舍法により左朝奉郎にするんだ。その一族でかなり前に分れ、份と同世代と思われるものに胡鉉がある。彼の作った胡份とその父の墓誌銘に通判兄或は十九叔と題する⁽²²⁾のはその証である。胡鉉の父載は科挙に及第出来ず、曾氏を娶ったとあり、後述の南豐の曾氏ではないかと思われるが明かでない。胡鉉はもちろん廬陵の人で、南宋はじめに進士に及第し、学者であると共に秦檜の和平論に反対した人として知られ、孝宗の世工部侍郎、資政殿學士にすすんだ。

二 曾鞏兄弟と王安石

欧阳脩のあとに出たのは、神宗時代の有名な王安石と、同じ頃曾鞏・曾布・曾鞏兄弟を出した南豐の曾氏一族である。汪藻の浮溪集卷二七、曾鞏の子曾君墓誌銘に、曾易占の子曾鞏・曾鞏をあげて「于是、曾氏之名益彰徹于時、士大夫以氏族名家、皆出其下」と記すはその一端を物語る。

南豐の曾氏は、早く彼等の祖曾致堯⁽²³⁾が太宗太平興國八年進士に及第して知州・転運使となり、官は戸部郎中にのぼつた。その子曾易占⁽²⁴⁾は蔭によつて任官し、ついで進士に及第して太常博士となつて仁宗の世に卒した。彼は周氏・吳氏及び朱氏を娶り、暉・鞏・牟・宰・布・肇の六人の男子があつた。三夫人の中、吳氏は臨川先生集卷一〇〇曾公夫人吳氏墓誌銘に

世家臨川、二十四帰曾氏、三十有五以病終、子男三、鞏・牟・宰、女一。

とあれば、臨川県（江西省臨川県）の出身で、鞏・牟・宰と一女が実子であつたことが知られる。従つてその兄の暉は先夫人周氏の、弟の布と肇とは朱氏の生んだ子であつたわけである。周氏と朱氏との出身は明かでないが、どの神道碑にも父のことを記さないのを見れば高官の女でなかつたことはほぼ察せられる。

曾鞏は仁宗末嘉祐二年進士に及第して、知州や知三班院に任せられ、中書舍人を経て神宗元豐中に卒した。宋史

卷九三の彼の伝に

少与王安石游、安石声誉未振、鞏導之於歐陽脩、及安石得志、遂与之異、神宗嘗問安石何如人、対曰、安石文学行義、不減楊雄、以吝故不及、帝曰、安石輕富貴何吝也、曰、臣所謂吝者、謂其勇於有為、吝於改過耳。

とあつて、少年の頃から王安石と交游し、彼を歐陽脩のもとにつれて行つたが、彼が志を得てからは意見を異にしたという。その原因は過を改める勇気がないからといったことを考えると、恐らく王安石の新法実施についてであつて、彼の人物を認めながらも新法には必ずしも賛成し得なかつたのであろう。それにもこれによつて三者の親しい関係が窺われる。彼の先夫人晁氏は晁宗恪の女で、繼室の李氏は李禹卿の女であり、子男三人はともに官となつた。

彼の行状に「元配晁氏、光祿少卿宗恪之女、繼室李氏、司農少卿禹卿之女、子男三人、云々」とある。晁宗恪は開封府祥符県（河南省開封県）の人で、父晁邁の時員外郎となり、彼は世父晁廻によつて恩補され、知県・知州などを歴

任して神宗初めに卒した。女六人あり、長は太常博士・集賢校理の曾鞏に適いだと記す。李禹卿については只今のところよくわからない。

つぎに曾布は宋史卷四
七一姦臣伝に彼の伝が収められ、それによれば兄曾鞏とともに宋末進士に及第して開封県令となり、韓維や王安石の薦めによって政をなす本につき、神宗に上書して召見されたという。その後

与呂惠卿共創青苗助役保甲農田之法、……為翰林學士兼三司使、韓琦上疏、極論新法之害、神宗頗悟、布遂為安石条析而駁之。

とあるに知られる如く、新法党の辣腕家呂惠卿とともに新法の創設に協力し、旧法党の韓琦が新法の害を極論するや王安石のために反駁した。而も呂惠卿のために劾されて知州に左遷されたが、徽宗の世新法派が用いられるや右僕射を挙げた。しかし彼の伝に「改元崇寧、召蔡京為左丞、京与布異、会布擬陳佑甫為戶部侍郎、京奏曰、爵祿者陛下之爵祿、奈何使宰相私其親、布堵陳迪佑甫子也、布忿然争弁久之……徽宗不悅而罷、御史遂攻之、罷為觀文殿大學士知潤州、云々」とあるに察せられる如く、同じ新法派の蔡京と仲違いしてその地位を失うに至った。彼がその子曾紓とともに元祐党籍に加えられたのはその関係によるものであろう。曾紓は彼の第四子で、父に辟せられて叙官され、後に知州となつた。その妻王氏は彼の墓誌銘に「妻王氏安国之女」とあり、王安国は後述の王安石の弟であるから、王氏と曾氏は婚姻によつても結ばれることとなつた。

末弟の曾鞏28は神宗即位のはじめ進士に及第して鄭州州学教授になつたが、神道碑に「時上方儒、王荊公安石言、公經行宜居首善之地、有旨召対延和殿、除崇文院校書兼國子監直講」とある如く、王安石の言によつて召された。哲宗親政の時にも、同じく「尽復熙豐之法、數稱公議礼有守、……與夫深處法宮之中、親近贊御之徒、其損益相去万万矣、……故不得留、除知徐州」とあって、哲宗に認められながらも知州に出て、徽宗初め太后が摄政するや召還され

て中書舍人となつたが、「即日請対言……左右前後、阿諛壅蔽、竊弄威福之人未去……執政由是惡之、欲因事去公、上不聽、元祐臣僚被譴者、咸以赦恩、……」とあれば、旧法派が用いられた際にも直言して執政から悪まれて中央を去らんとした。その後新法派の時世になつて、「元祐士大夫再被降黜、公義不獨全、請與俱貶、言者繼之、遂落學士職、謫知和州、云々」とあって、元祐初めに用いられた旧法派が再黜された折、彼も貶せられんことを請うたとのことである。これらによつて考えれば、彼は学者で謹直の士であったから、両派から敬遠されたのである。彼は元祐の党籍に加えられたとはいへ、恐らくそれほど党派的であつたとは想われない。彼の夫人強氏は祠部郎中強至の女で、子八人の中六人は官となつた。彼の行状に「公妣強氏、尚書祠部郎中、三司戶部判官至之女」とある。またその子縲(29)は進士に及第して知軍となり、強氏文憲公の女を娶つた。彼の墓誌銘に「娶強氏、資政殿學士文憲公之女」とあり、文憲公は強淵明の諡である。

強至は宋史卷三五六強淵明伝によれば、杭州錢塘縣（浙江省杭州市）の人で、父は至といい、文学をもつて韓琦に知られ祠部郎中におわつた。強淵明はその子で進士に及第して補官され、兄の浚明や葉夢得とともに蔡京に組して旧法党をはじめ仲のよくないものを斥け、所謂元祐党籍の禍の立役者となつた。それについては彼の伝に

締蔡京為死交、立元祐籍、分三等定罪、皆三人所建、遂濟成党禍。

とある。彼は後翰林學士より礼部尚書にすすんだ、これらによつて考えれば曾氏一族は、概して新法党の派かもしくはそれと深い関係にあつたことが窺われる。

また曾易占の女の中には、閔景暉に嫁したものがあつた。閔景暉は越州山陰縣（浙江省山陰縣）の人で、祖の時から官であり、彼は進士に及第して地方官となつた。また撫州金溪の人で都官員外郎の吳敏も南豐の曾氏をめとつたことがある。

さて王安石について見るに、彼は、撫州臨川（江西省臨川県）の人で、父の王益⁽³¹⁾は真宗の世に進士に及第して知州に出世して仁宗の世に卒した。その墓誌銘に「娶徐氏、又娶吳氏、子男七人、曰安仁、安道・安石・安國・安世・安礼・安上、女一人」とある通り、徐氏、ついで吳氏を娶り、子男は七人あった。後妻の吳氏は墓誌銘があり⁽³²⁾、撫州金溪県（江西省金溪県）の出身で、七子の中、少子五人が吳氏の子とあれば、安石以下の五子がそれに当る。吳氏の父については「畋、畋之配黃氏、兩人皆有善行、鄉里称之」とあるに過ぎないが、右の吳敏と兄弟のようである。

王安石は神宗の世親任されて宰相となり、新法を実施した人としてあまりにも有名である。宋史卷二七の彼の伝によつて、それまでのことを見るに、先きにも一言した如く曾鞏と交游し、「曾鞏搆以示歐陽脩、脩為之延譽」とあって歐陽脩に引きあわせたところ譽をのぶる人としたのである。その後進士上第に擢んでられて歴官し、その間歐陽脩の推薦を受けた。「尋試館職不就、脩薦為諫官、以祖母年高辭、脩以其須祿養、言於朝、用為羣牧判官」とあるのがそれで、脩は歐陽脩のことである。歐陽脩の文集には彼と呂公著とを諫官に推薦した時の劄子が見え、⁽³³⁾

伏見殿中丞王安石、徳行文學為衆所推、守道安貧、剛而不屈、……安石久更吏事、兼有時才、云々。
と記し、至和中のこととする。これらによつて同じ地方出身の有力な先輩である歐陽脩に認められ、その推薦を受けたことが察せられる。また彼は宋史の伝に

安石本楚士、未知名於中朝、以韓呂二族為巨室、欲借以取重、故深与韓絳絳弟維及呂公著友、三人更游。

とあって、楚の出身で中央に知られなかつたので、韓氏や呂氏のものと交わつたと伝う。韓氏は韓億が參知政事となつて大いに家を起し、その子絳は宰相となつたほどであり、呂氏は仁宗頃の宰相呂夷簡の一族で、ともに華北官僚の有力な一族として嘗つて述べたことがある。これには誇張があるが、交遊の事実は認めてよく、当時なお一般に江西出身の官僚が華北の高官の一族と何らかの結びつきをもととする気持のあつたことは否定し得ない。前述の晏殊

や欧阳脩が華北の高官と婚姻関係をもつたのと併せ考えれば興味深い。

この王安石の女は前述した建州浦城の人吳充の子吳安持及び同じ福建出身で、北宋末の新法派の首領として権勢を振った蔡京の弟蔡卞に嫁した。吳安持のことは年譜考略卷二二にも引く記事によつて知られ、蔡卞については宋史卷四七二

姦臣伝の蔡京伝附蔡卞伝に

与京同年登科、調江陰主簿、王安石妻以女、因從之學、元豐中、張璪薦為國子直講。

と見える。京は蔡京のことである、蔡卞は興化軍仙游（福建省仙游県）の人で、哲宗の世礼部侍郎となり、知枢密院に擢んでられたが、蔡京が相位につくや、時に意見があわなかつたと伝う。

王安石の弟、安国は茂材異等に挙げられ、後召試されて進士及第を賜わり、祕閣校理・大理寺丞などにすすんだ。

彼の女が曾布の子紓に嫁したことは前述の通りであり、彼の妻曾氏とあるのがその曾氏一族かどうかは明かでない。

王益の女については、張奎の妻となつたものがある。張奎は宋史卷三二四張亢伝附張奎伝によれば進士に及第して知

河南府、給事中などにすすんだ、張亢はその弟で臨濮（山東省濮県南）に家し、進士に及第して仁宗の世に知州・総

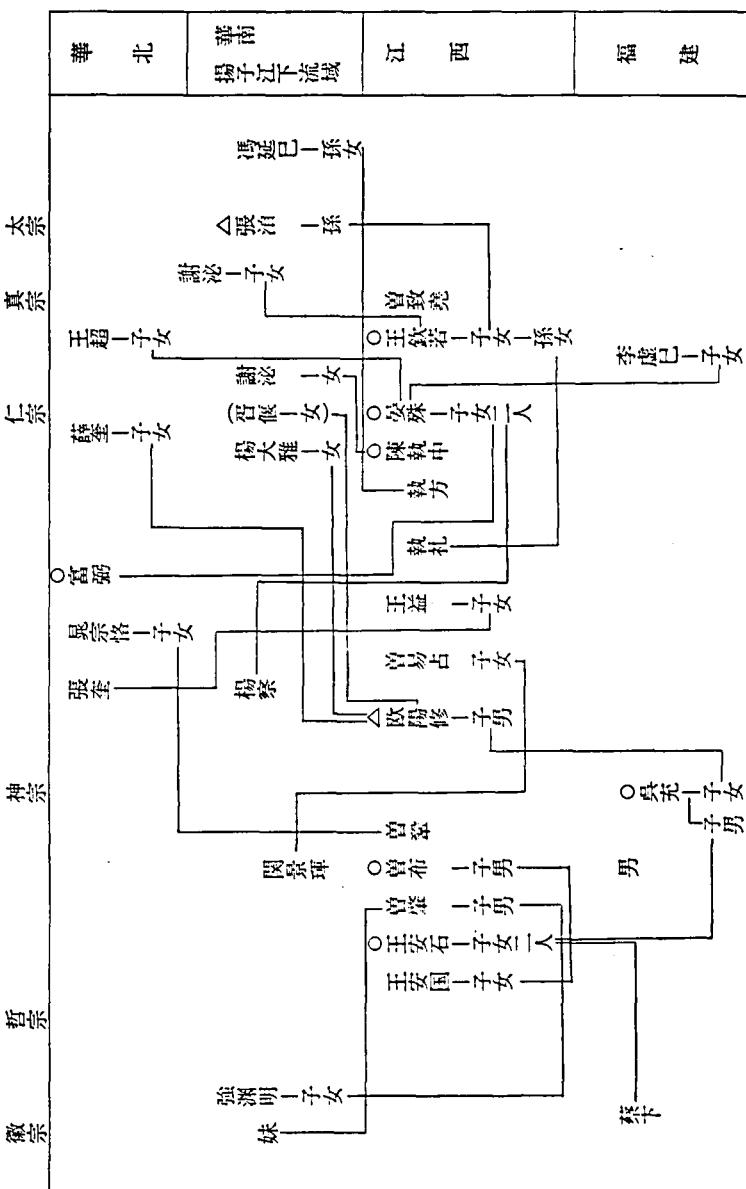
管その他を歴官した。

結論

以上述べたところによれば、江西地方出身の高官の家では同じ地方出身の官僚の家とも婚を通じたが、その外同じ華南といつてもかなり距つた揚子江下流域、さては華北出身の官僚の場合もあって、その婚姻関係はかなり広範囲に及んでいる。今それらを便宜上表示すればつぎの如くである。

この表の中、江西地方についていえば、真宗時代の宰相王欽若の孫女が仁宗時代の宰相陳執中の弟に嫁して両家の

宋代における江西出身の高官の婚姻関係



○印宰相 △印副宰相 (一)印は揚子江中流の湖南

間に婚姻関係が成立した。しかし仁宗頃の宰相晏殊と副宰相の歐陽脩、それに神宗頃の王安石の三家は、楊子江下流域をはじめ前二家の如きは華北の官僚とも婚を通じた位とて、相互の間には婚姻関係は今のところ見出されない様である。もつとも、晏殊が知貢舉の時に歐陽脩が進士に及第してその門生となり、また歐陽脩は同じ地方の先輩として王安石の人材であることを認めてこれを推挙したのみでなく、両家とも吳充の家と婚姻を結び、それを通じてつながりをもつた。その後王安石が宰相となつて新法を実施した際青苗法を中止せんことを請うたとはいへ。この三人の密接な関係が知られる。王安石と曾氏一族とは、安石の姪か嫁いで通婚したのみでなく、宰相となつた曾布は新法の実施の當時大いに協力した。それにも拘らず彼が元祐党籍に加えられたのは新法派内部の権力争を示すものであろう。

江西以外の地方では、華南における先進地帯ともいべき揚子江下流域出身の高官の家と婚を通じたことがわかる。その地域は江西と同じく五代の世に南唐の版図に属した地域であり、馮延己・張洎及び王欽若の家は五代南唐以来の官の家であり、陳恕も南唐の県吏であったといえ、そうしたことでも関係があるかも知れない。華北の官僚は多少の差別観をもつていたようであるから、華南でも新開地の江西出身者としてはそれとの結びつきは希望するところであったと思われる。しかしそのはじめは彼等が高官となつて後通婚が実現する傾向があつた様である。晏殊や歐陽脩が三人目の夫人として華北の文武官の女を娶り、晏殊の女が華北の有望な官僚に嫁したのはそれを察せしめる。それ故王安石が出た頃までは華北の高官に追随する傾向が窺われ、王安石でさえ、華北出身の有力な官僚の一族韓氏や呂氏と交游している。しかし彼が宰相となり、新法党が勢力を得てからはかかる傾向は殆んど失われたらしく、同じ江西の曾氏や、そうでなくとも華南出身の官僚と婚を通じたのは、その一端を物語るものといえよう。

註

- (1) 青山定雄「宋代における華北官僚の婚姻関係」中央大学八十年記念論文集。

(2) 青山定雄「五代宋に於ける江西の新興官僚」和田博士遺稿記念東洋史論叢。

(3) 夏竦の文莊集卷二九、故守司徒兼門下侍郎同中書門下平章事、充……昭文館大学士監修国史……諡文穆王公墓誌銘。宋史

卷二八三には彼の伝があり、また彼が参知政事や宰相になった期間については宋史卷二一〇宰輔表に見える。

(4) 註3に掲載する。

(5) 張方平の樂全集卷三七、……開府儀同三司守司徒致仕……諡曰恭頴川陳公神道碑。宋史卷二八五にも伝がある。

(6) 王安石の臨川先生集卷八八、司農卿分司南京陳公神道碑。これには諱は某、字は良器とするが、「(尚書左丞)諱恕之子也左丞……後以其子岐公之質、而贈至太師尚書令兼中書令魏國公、公岐公之弟也、而魏公為少子」とあり、岐公は陳恕の長子陳執中が岐国公であったところから、かくは記したものである。それ故陳某は陳恕の四人の子男の中でも末子の陳執礼ではあるまい。

(7) 清水茂氏「北宋名人の姻戚關係—晏殊と歐陽脩をめぐる人々」東洋史研究二〇の三

(8) 欧陽文忠全集卷二二、觀文殿大學士行兵部尚書西京留守……晏公神道碑。清水氏は溫公日錄に父が手力・節級であったとあるを引かれて、小役人とされる。手力は県の職役の一つで、周藤吉之氏「二、宋代州縣の職役とその変質過程、3、宋代散徒官・手力……」(中国經濟史研究)に述べらる。節級は下級武官である。

(9) 曾鞏の元豐類要卷四三、庫部員外郎知臨江軍范君墓誌銘。

(10) 余襄の武溪集卷一九、故庶部郎中李公基誌銘に「天聖末、三司使晏公殊、公之兄子婿也、迎公至荳下、宰執諸公、強之仕不可、晏公為言於朝、乃授太子洗馬、致仕六十二、云々」とある。臨川先生集卷八八、庶部郎中贈衛尉卿李公神道碑には「公諱某字公濟」とあるが、公濟は彼の字であり、内容も大体共通するから、矢張彼の神道碑にちがいない。

(11) 蘇軾の東坡先生全集卷一八、富鄭公神道碑。清水氏はこの外郎氏聞見録卷八に、呂蒙正の門下に客となつたとあるを引いて、貧乏士族とされる。

- (12) 前掲註2、二三頁を見られたい。
- (13) 劉子健氏著「歐陽修的治學与從政」下編「二、歐陽的發跡」に、彼が幼にして父に死別し、叔父の赴任先で成長し、胥氏や薛氏をめとったこと、「八、歐陽与韓富當政」に、仁宗末英宗の世、韓琦と富弼が不仲となつたが、彼は韓琦と事をともにしたこと、「九、被誣外任、反新政、与退休」に、彼が王安石の青苗法に反対したのは行政上の弊病にあつたことなどを述べる。
- (14) これより以下 (18) に至る墓誌銘は清水氏も引かれるが、説明の便宜上記す。歐陽文忠全集卷六二、胥氏夫人墓誌銘。同書卷六二、楊氏夫人墓誌銘。樊城集卷二五、歐陽文忠公夫人薛氏墓誌銘。
- (15) 歐陽文忠全集卷六一、諫議大夫楊公墓誌銘。宋史卷三〇〇に彼の伝があり、高祖承休のことは記すが中間は記さない。
- (16) 歐陽文忠全集卷二六、資政殿學士尚書戶部侍郎簡肅薛公墓誌銘。宋史卷二八六にも彼の伝がある。
- (17) 張耒の張右史文集卷五九、歐陽伯和墓誌。
- (18) 琥珀集刪存卷二、李清臣の吳正憲公充墓誌銘。
- (19) 畢仲游の西台集卷六、歐陽叔弼伝。なお元祐党籍の碑、余官の条に彼の姓名も記載される。
- (20) 胡銓の胡滄庵先生文集卷三〇、十九叔墓誌銘。
- (21) 胡滄庵先生文集卷三〇、通判兄墓誌銘。
- (22) 周必大の周益國文忠公集の省齋文彙卷三〇、資政殿學士胡忠簡公神道碑、忠簡は胡銓の謚である。
- (23) 王安石の臨川先生集卷九二、戶部郎中贈諫議大夫曾公墓誌銘。宋史卷四四一文苑伝にも彼の伝がある。
- (24) 臨川先生集卷九三、太常博士曾公墓誌銘及び陳師道の後山集卷一六、光祿曾公神道碑があり、琥珀集刪存卷二にも李清臣の曾博士易占神道碑を収載する。王安石は前記の如く父曾致堯の墓誌銘も作り、そこに世系を述べたのでこれには略したが、曾致堯の墓誌銘にも宜州刺史可徒より再世して父仁旺に至るとしてその中間の世代名は記さない。陳師道らはそれに対しても易

占の卓祖延鉉と祖仁旺とを記す。

- (25) 明正統刊の元豐類藁末尾続附、南豐先生行状。尾一巻をつけない元豐類藁もある。宋史卷三一九にも彼の伝がある。
- (26) 元豐類藁卷四六、光祿少卿晁君墓誌銘には「其先家濟州之鉅野、今為開封祥符人」とあるが、同書同巻の亡妻晁氏墓誌銘には「世家潤州清豐縣、今為開封府祥符縣人」とあって、祥符県に徙る前の住地が合わない。宋史卷三〇五晁廻伝は後者と一致する。
- (27) 汪藻の浮溪集卷二八、知衡州曾公墓誌銘。
- (28) 曾肇の曾文昭公集巻四、彼の行状には詳記するが、同巻、彼の神道碑の方が寧ろ簡にして要を得ている。
- (29) 浮溪集巻七、知舒州曾君墓誌銘。
- (30) 元豐類藁卷四六、鄆州平陰県王簿閔君妻曾氏墓表。これには「太常博士某之女、鑑之長妹也」とあり、某は曾易占のことである。吳敏については臨川先生集巻一〇〇河東県太君曾氏墓誌銘に「吳君諱某」と記すが、その子貢、諾をあげて居る。同じ臨川先生集巻九八に吳賁の吳錄事墓誌があり、それには墓の父を敏とする。
- (31) 元豐類藁卷四、都官員外郎王公墓誌銘。臨川先生集巻七一、先大夫述にも諱を某として記す。
- (32) 元豐類藁卷四五、仁寿県太君吳氏墓誌銘。これに「侍郎七子而少子五人吳氏出也」とある。侍郎は王益の贈官名
- (33) 琥琰集刪存巻三に王荊公安石伝があり、彼のことは清の蔡上翔の王荊公年譜考略に詳しい。
- (34) 歐陽文忠全集巻一一〇、薦王安石呂公著劄子、至和中。
- (35) 魏泰の臨漢隱居詩話に「吳安侍妻……刺公之女」とあり、張邦基の墨莊漫錄巻五に「王荊公女適吳丞相之子」とある。吳丞相は吳充のことである。
- (36) 臨川先生集巻九一、王平甫墓誌。
- (37) 臨川先生集巻九九、長安県太君王氏墓誌。